

災害支援物資拠点施設整備事業

要求水準書

令和5年8月

宮崎県

I 概要

1 所在地等

- (1) 事業計画地：宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 5732-2 宮崎県立農業大学校敷地内
- (2) 敷地面積：9, 116 m²
- (3) 都市計画区域：都市計画区域外

2 事業スケジュール（予定）

本業務の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

契約締結	令和5年10月下旬
設計及び施工（※）期間	契約締結～令和6年12月下旬
事業終了	令和6年12月27日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

※ 今回の発注における施工内容には、「屋外平場（屋根有り）・舗装・外構」は含まれません。（詳細は、「4 本事業における留意事項」ク参照）

また、スケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

3 関係法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、セ、ソ、タ及びチについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を総務部においても準用する。なお、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準編）（機械設備工事編）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準編）（機械設備工事編）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- ケ 建築設備設計基準
- コ 建築工事監理指針
- サ 電気設備工事監理指針
- シ 機械設備工事監理指針
- ス 官庁施設の総合耐震計画基準
- セ 地質・土木調査業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- ソ 設計業務等共通仕様書（宮崎県県土整備部）

- タ 土木工事共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- チ 土木工事施工管理基準（宮崎県県土整備部）
- ツ その他関係適用基準等

4 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- イ 施工用の電力は、発電機（低騒音型）を設置すること。給（排）水は、構内から分岐し、メーターを取り付けて、使用量に応じた料金を支払うこと。
- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
- オ 周辺住民や宮崎県立農業大学校関係者、その他利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- カ 緊急車両及び周辺車両の通行に支障がないよう配慮すること。特に、事業計画地北側に隣接する駐車場（西側部分）は、家畜伝染病発生時の車両消毒ポイントになることから使用を控えるとともに、駐車場（東側部分）を使用する際も防疫業務の支障にならないよう配慮すること。
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする。
- ク 本件は、災害支援物資拠点施設の設計・施工を一括して発注するものであるが、今回の発注に含まれない業務があるため、以下について留意すること。
 - ・基本設計については、災害支援物資拠点施設整備に係る全ての設計を含む。
 - ・実施設計及び施工まで行うのは、備蓄倉庫（固定ラック、事務室含む）である。（備蓄倉庫への上下水道及び電力の引込みを含む。なお、備蓄倉庫整備に支障となる樹木の伐採は、別途発注する。）
 - ・屋外平場（屋根有り）・舗装・外構は基本設計のみを行い、実施設計及び施工は行わないが、令和6年度末までの完成が可能となるよう基本設計を行うこと。（当該実施設計及び施工は、別途発注する。）

II 設置条件等

1 基本的な考え方

(1) 配置計画

- ① 施設は、大規模災害発生時に大量の物資をスムーズに搬入・搬出できるものであり、動線の確保等十分配慮された配置・設計とすること。また、周辺民家等へ配慮した建物配置とすること。
- ② 事務室を備えた備蓄倉庫及び備蓄倉庫に隣接する屋外平場（屋根有り）を整備すること。
- ③ 敷地の面積及び形状、物流トラック（2t～10t 車）の動線、コスト等を考慮した規模及び配置を提案すること。

- ④ 事業計画地の地質データについては、別添参考資料 1（過去の近隣地調査資料）を参照した上で設計すること。なお、備蓄倉庫配置決定後、この発注とは別に配置計画に基づいた地質調査を実施するため、その結果によっては設計変更の可能性がある。（その場合には、発注者と協議した上で必要な事項を定める。）

（2）施設の安全性

- ① 全ての施設・設備等は、耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。耐震性については、官庁施設の総合耐震基準で求める耐震安全性の目標Ⅱ類以上とすること。
- ② 全ての施設・設備等は、十分な耐久性を備えたものとする。
- ③ その他、利用する職員等の安全性に配慮したものとする。

2 計画施設の概要

（1）備蓄倉庫

- ① 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ② 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。
- ③ パレットで物資を保管できる固定ラックを設置し、パレット（W1100×D1100×H150mm）換算で最低 800 枚分の物資を保管できる広さとする（注 1）こと。
- ④ 高床式とし、トラックの荷台から直接搬入・搬出を行うためのプラットホーム及びトラックバースを設けること。なお、トラックは最大で 10t 車とする。
- ⑤ 倉庫内の物資の管理、フォークリフトを使用した搬入・搬出、仕分け等がスムーズに行える構造、レイアウトとすること。
- ⑥ 屋外からハンドリフトやフォークリフト、台車等が利用できるようスロープを設置すること。
- ⑦ 倉庫内に仮置きや仕分けのためのスペースを確保すること。また、ラック間にフォークリフトの通路を確保すること。
- ⑧ 備蓄物資は保存食、粉ミルク、毛布、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品等であり、倉庫内に冷暖房は必須ではないが、品質に影響を与えないように断熱、換気設備等の工夫をすること。
- ⑨ 照明設備を整備し、個々に入切りできるようにすること。
- ⑩ 倉庫内に電動フォークリフト充電用のコンセントを最低 1 か所整備すること。
- ⑪ 倉庫内に職員が事務作業を行うための事務室を整備すること。
- ⑫ 防犯設備を整備すること。

注 1 3,000 m²程度を想定しているが、必要に応じて増減しても構わない。

（2）倉庫内事務室

- ① 職員が長期間利用することを想定したものとする。
- ② 事務用品用の棚及び最低 15 名分のデスクを設置できる広さとする。
- ③ 電気設備、給排水設備、トイレ、空調設備、換気設備等を備えたものとし、環境、

省エネルギー対策等に配慮したものとすること。なお、雨水貯留による衛生用水の確保や非常用汚水タンク等の設置により非常時のトイレ機能が確保できることが望ましい。

- ④ トイレは、倉庫及び事務室内の作業員だけでなく、トラックドライバー等も使用することを考慮した配置とすること。
- ⑤ 事務作業を行うスペースとは別に、休憩室があることが望ましい。
- ⑥ 県産材の利用促進のため、内装等で県産材を使用できる場合は検討すること。
- ⑦ その他、配置した方がよいと思われる設備があれば提案すること。

(3) 屋外平場（屋根有り）

- ① 物資の仕分けや一時保管ができる規模（注2）とすること。
- ② 他県・地域から大量に届けられる支援物資の仮置き・仕分け等を行うためのものであり、最大10t車からの荷下ろし・荷積みを行うことを考慮すること。
- ③ 仮置きした物資を倉庫内に搬入する場合の動線も考慮すること。
- ④ 照明設備を整備すること。

注2 1,000～1,500㎡程度を想定しているが、必要に応じて増減しても構わない。

(4) 外構

- ① 敷地周囲にフェンスを設置すること。なお、グラウンド側との境は、防球ネットを配置し、グラウンド内でのサッカー等のボールが入らない高さとすること。
- ② 事業計画地と北側に隣接する駐車場との境は、車両（最大10t車）の乗り入れができるよう開閉できるフェンスを設置すること。
- ③ 建物以外の路面は、全面舗装とすること。
- ④ 照明設備を整備すること。
- ⑤ 建物及び周辺民家等の敷地に雨水による支障が生じることがないように、適切な雨水排水対策や流出抑制対策を講じること。
- ⑥ 地下式消火栓を2箇所整備すること。（場所は協議の上、決定する）

3 設備計画

(1) 共通事項

- ① 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとすること。
- ② 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。
- ③ 省エネや非常時のエネルギー確保に関する提案を行うこと。なお、宮崎県立農業大学校は指定避難所であると同時に、災害時に救助部隊等が使用するため、同校への非常電源供給等の提案が可能であれば盛り込むこと。

(2) 電気・通信設備

- ① 電気設備については、別添参考資料2（宮崎県立農業大学校電気配線図）を参考に適宜提案すること。

- ② 電力の引き込み工事を行うこと。また、必要な申請等を行うこと。なお、本施設は宮崎県立農業大学校敷地内に整備するものであるが、商用電力の受電は同校が行うものではなく、災害支援物資拠点施設で行うものとする。
- ③ コンセントは、適宜設置すること。
- ④ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法規に基づき設置すること。
- ⑤ 外灯は、施設外構部に設置し、夜間作業時に対応できるようにすること。
- ⑥ 自動火災報知設備、防火設備等を関係法規に基づき設置すること。
- ⑦ LED型照明器具を原則とする。
- ⑧ 事務室内では、県が整備している防災無線及び県庁LANを利用するため、アンテナ設置及び配線等について宮崎県総務部危機管理局消防保安課（通信管理担当）と協議の上、設計すること。

（3）上下水道の整備

- ① 上下水道設備については、別添参考資料3（宮崎県立農業大学校水道管図）を参考に適宜提案すること。
- ② 上下水道の引き込み工事を行うこと。また、必要な申請等を行うこと。
- ③ 引き込み工事に係る工事費及び給水負担金は、工事費に含む。

（4）機械設備

消火設備等は、消防法及び条例に基づき設置すること。

Ⅲ 業務実施に係る要求水準

（1）設計内容

災害支援物資拠点施設の工事实施に先立ち次の設計業務を行うこと。

- ① 基本設計
 - ・実施設計を行う前に基本設計を行うこと。基本設計については、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容について遵守し、基本設計図書を県に提出し、承認を得ること。
- ② 実施設計
 - ・基本設計による配置計画決定後、この発注とは別に地質調査を実施する。地質調査実施後、実施設計を行うこととし、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容について遵守し、実施設計成果物（設計図書、設計図面、及び数量計算書という。）を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。
 - ・本水準書Ⅰ 3 関連法令、適用基準等を遵守すること。
 - ・本水準書Ⅱ 1 基本的な考え方、同 2 計画施設の概要及び同 3 設備計画を反映させること。
 - ・計画的で無理のない工程とすること。

(2) 打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。また第1回打ち合わせ、基本設計終了時及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 基本設計業務着手時
- ② 調査開始時
- ③ 基本設計終了時
- ④ 実施設計終了時

(3) 設計時の配置技術者

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を専属で1人配置すること。
- ② 建築、電気設備、機械設備の各主任担当技術者を1人配置すること。
- ③ 管理技術者と各主任担当技術者の兼務は認めない。
- ④ 管理技術者及び各主任担当技術者は、一級建築士とすること。ただし、電気設備、機械設備の主任担当技術者は建築設備士も可とする。

(4) 施工時の配置技術者等

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を専任で配備する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。次の現場代理人、工事監理者、施工担当者及び監理技術者を配置すること。

- ① 現場代理人
 - ・工事現場稼働中において、現場に常駐し、監督員と連絡がとれる者を配置すること。
- ② 工事監理者
 - ・3か月以上の直接的な雇用関係にある工事監理者を配置すること。
 - ・工事監理者は、一級建築士とすること。
- ③ 施工担当者
 - ・建築、電気設備、機械設備の各担当者を1人配置すること。
 - ・建築担当は、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。
 - ・電気設備担当は、一級電気施工管理技士の資格を有すること。
 - ・機械設備担当は、一級管工事施工管理技士の資格を有すること。
 - ・電気設備担当・機械設備担当は、有資格者であれば、1名で兼務することも可とする。
- ④ 監理技術者
 - ・監理技術者は、一級建築施工管理技士の資格を有すること。